

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成12年10月は30万円、同年11月は24万円及び同年12月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年3月1日まで

ねんきん定期便を見ると、A株式会社に勤務していた期間のうち、平成12年10月から標準報酬月額が17万円に下がった記録となっているが、手元に残っている同年10月から同年12月までの給料支払明細書では、標準報酬月額30万円に見合う厚生年金保険料が控除されている。

申立期間の標準報酬月額の記録を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社における平成12年10月から同年12月までの給料支払明細書から、申立期間のうち、同年10月から同年12月までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成12

年 10 月は 30 万円、同年 11 月は 24 万円及び同年 12 月は 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社は平成 14 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 1 月及び同年 2 月について、雇用保険の失業給付金の離職時賃金日額から検証すると、当該期間については、オンライン記録の標準報酬月額に見合う給与額であったと推認される。

また、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、事業主からは、前述のとおり、回答は得られず、このほか当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における申立期間⑦、⑧及び⑫から⑳までに係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年8月及び同年10月から同年12月までは62万円、15年10月及び同年11月は24万円、同年12月は26万円、16年1月及び同年3月から同年7月までは41万円、同年8月、同年10月から17年1月まで、同年3月から同年8月まで、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は47万円、18年1月、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月から同年8月まで及び同年10月から同年12月までは41万円、19年1月及び同年3月から同年6月までは34万円、同年7月、同年8月、同年10月及び同年11月は38万円、20年3月から同年5月までは47万円、並びに同年6月から同年8月まで及び同年10月から同年12月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月7日から同年7月1日まで
② 平成6年9月1日から7年7月1日まで
③ 平成7年9月1日から8年3月29日まで
④ 平成10年2月10日から同年7月1日まで
⑤ 平成10年9月1日から11年7月1日まで
⑥ 平成11年9月1日から12年6月27日まで
⑦ 平成13年8月10日から同年9月1日まで
⑧ 平成13年10月1日から14年2月1日まで
⑨ 平成14年3月1日から同年9月1日まで
⑩ 平成14年10月1日から15年2月1日まで
⑪ 平成15年3月1日から同年4月1日まで
⑫ 平成15年10月1日から16年2月1日まで
⑬ 平成16年3月1日から同年9月1日まで
⑭ 平成16年10月1日から17年2月1日まで

- ⑮ 平成17年3月1日から同年9月1日まで
- ⑯ 平成17年10月1日から18年2月1日まで
- ⑰ 平成18年3月1日から同年9月1日まで
- ⑱ 平成18年10月1日から19年2月1日まで
- ⑲ 平成19年3月1日から同年9月1日まで
- ⑳ 平成19年10月1日から同年12月1日まで
- ㉑ 平成20年3月1日から同年9月1日まで
- ㉒ 平成20年10月1日から21年1月1日まで
- ㉓ 平成15年12月
- ㉔ 平成16年12月
- ㉕ 平成17年12月
- ㉖ 平成18年12月
- ㉗ 平成19年12月
- ㉘ 平成20年12月
- ㉙ 平成21年12月
- ㉚ 平成22年12月

A株式会社において、申立期間①から⑥までについては、基本給の33万4,000円に手当を併せると毎月40万円前後の給与が支給されていたが、年金事務所の標準報酬月額記録は正しく記録されていない。給与明細書は無いが記録を訂正してほしい。

申立期間⑦から⑳までについては、漁船に乗っており、基本給が11万5,000円くらいに手当と歩合の合計で平均して毎月40万円（最低で17万円くらいから最高で85万円くらいの幅）の給与だったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間㉑及び㉒については、漁船に乗っており、標準報酬月額の記録では41万円となっているが44万から47万円くらいの給与だったので、記録を訂正してほしい。

申立期間㉓から㉚までについては、賞与を毎年12月末におよそ20万円もらっていたのに標準賞与額の記録が無いが、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので年金額の計算対象となる期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から㉚までに係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとし

ている。

申立期間のうち、申立期間①から⑳までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間㉑及び㉒については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間⑦、⑧及び㉓から㉔までについて、当該期間に係る申立人から提出された給与所得の源泉徴収票及びB市から提出された申立人に係る市民税・県民税所得課税証明書から、申立人は、申立期間⑦、申立期間⑧のうち平成13年10月から同年12月までの期間、及び申立期間㉓から㉔までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが推認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与所得の源泉徴収票及び市民税・県民税所得課税証明書から、平成13年8月及び同年10月から同年12月までは62万円、15年10月及び同年11月は24万円、同年12月は26万円、16年1月及び同年3月から同年7月までは41万円、同年8月、同年10月から17年1月まで、同年3月から同年8月まで、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は47万円、18年1月、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月から同年8月まで及び同年10月から同年12月までは41万円、19年1月及び同年3月から同年6月までは34万円、同年7月、同年8月、同年10月及び同年11月は38万円、20年3月から同年5月までは47万円、並びに同年6月から同年8月まで及び同年10月から同年12月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られないため確認できないが、申立人及びB市から提出された資料において確認できる社会保険料控除額又は給与支払金額から推認される報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料で推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑧のうち平成14年1月、及び申立期間⑨から⑪までの期間について、前述の給与所得の源泉徴収票及び市民税・県民税の所得課税証明書から推認できる事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オ

ンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①から⑥までの期間について、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、B市における市民税・県民税所得課税証明書に関する資料は保存年限経過のため既に廃棄されている上、A株式会社からは回答を得られないことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①から⑥までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑭から⑳までについて、申立人は、A株式会社における標準賞与額の記録が欠落していると主張している。

しかしながら、申立期間㉓については、申立人から提出された当該期間に係る平成15年分給与所得の源泉徴収票の種別欄に「給与 賞与」の記載があるものの、実際に支給された賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料等はない。

また、申立期間㉔から㉘までについては、申立人に対して賞与が支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる資料は無い上に、前述のとおり、A株式会社からは回答を得られないことから、当該期間の賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間㉓から㉘までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間㉙及び㉚についても、申立人は、A株式会社における標準賞与額の記録が欠落していると主張しているが、申立人は実際に支給された賞与額を確認できる給与明細書等は所持していない上、前述のとおり、同事業所からは回答を得られず、当該期間の賞与が事業主により支払われていたことを確認できないことから、標準賞与額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を平成10年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月31日から同年11月1日まで

株式会社Aには、平成10年10月31日まで勤務しており、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年11月1日となるべきところ、同年10月31日とされていることに納得できない。

平成10年10月分の厚生年金保険料は給与から控除されているはずであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録（平成6年12月1日取得から10年10月31日離職まで）から、申立人が、申立期間において株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、C健康保険組合が保管する申立人に係る被保険者記録（平成6年12月1日取得から10年11月1日喪失まで）は雇用保険の加入記録と一致している上、B株式会社は、「当時のことは、何度も合併し株式会社Aの時の社員もいないので分からないが、現在は、健康保険組合と厚生年金保険は同じ者が担当しており、別々の資格喪失日で届出すとは考えられない。健康保険料と厚生年金保険料は一緒に控除している。」と回答していることから、申立人は、当該期間において健康保険料のみを事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおけるオンライン記録の平成10年10月1日付け定時決定の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社では、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を平成10年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
A町役場には、昭和 54 年 4 月から臨時職員として3か月間勤務した後、同年 7 月に正職員に採用された。同時に採用された人から、その人の臨時職員であった期間は厚生年金の加入期間としてねんきん定期便に記載されていたと聞いたので、自分の臨時職員の期間の記録も残っていると考えている。
申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町役場は、「申立人は、昭和 54 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで臨時職員として雇用し、同年 7 月 1 日より正職員として採用した。」と回答しており、同役場から提出された申立人に係る「採用時の前歴加算に係る書類」に、昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで同役場臨時職員と記載されていることから、申立人が申立期間当時において、同役場に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A町役場は、昭和 54 年 4 月当時の臨時職員の厚生年金保険の適用状況について、「昭和 54 年 7 月 1 日登用の正職員は 14 人いたが、同年 4 月又は同年 5 月から同年 6 月まで臨時職員として勤務した者については、厚生年金保険の適用はなかった。同年 4 月以前より臨時職員として勤務した者については厚生年金保険の適用があった。」と回答している上、申立人が、臨時職員の期間も厚生年金保険の加入期間として記録されていると聞いたとする申立人と同時に正職員に採用された者も、オンライン記録の厚生年金保険の加入記録から、54 年 4 月以前から雇用されていたことが確認できる。

また、オンライン記録から申立期間にA町役場において厚生年金保険の被保険者資格取得をした者は 17 人確認できるところ、全員が 7 か月以上の厚生年

金保険の加入記録があり、昭和 54 年 7 月 1 日付けで共済年金に加入している者はいないことから、同事業所では、申立期間に臨時職員となり、同年 7 月 1 日付けで正職員として採用した者について、厚生年金保険に加入させる取り扱いではなかったものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間に臨時職員となり、昭和 54 年 7 月 1 日に正職員となった同僚の名前を記憶していないことから、同僚に照会することはできず、申立内容を裏付ける証言等を得られない。

加えて、A 町役場は、「申立期間の賃金台帳等は保管していない。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。